

【重要事項説明書】

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

1 サービス事業所の概要

(1) 事業者及び事業所概要

法人名	株式会社ジェネラス		
代表者	代表取締役 小山 樹		
指定年月日	令和2年10月1日		
事業所番号	2390600209		
事業所名	オスピタリテねもころ		
管理者	英 久留美		
所在地	名古屋市中区千代田二丁目16番28号 グラシア2号館8階		
電話	052-238-2717	F A X	052-238-2718

(2) 運営方針

わたしたちは「①安心を衛る」「②健康を衛る」「③活動・参加を衛る」3つの方針に基づいてサービスを提供いたします。

認知症対応の基本的な考え方・・・人生を理解する

利用者が、安心していきいきと暮らしていただくために、福祉の豊富な知識を持ったスタッフが、生活リハビリの視点を持って、お一人おひとりに合ったサービスを提供します。

関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

(3) 営業日及び勤務体制

営業日	年中無休
早番	7:00～16:00
日勤	9:00～18:00

遅番	13：30～22：30
夜勤	22：00～翌7：30
備考	利用者9名に対して日中常勤3名夜勤1名の職員配置となっています。また、医療連携体制をとっており、昼夜の緊急連絡体制を整えています。

(4) 定員及びサービスの実施地域

定員	1ユニット 9名
通常のサービス 実施地域	名古屋市

(5) スタッフの体制

職種	常勤	非常勤	主な職務内容
管理者	1	—	職員の指導監督、設備や物品の衛生管理 及び緊急時の対応等
計画作成担当者	—	1	ケアプランの作成、サービスの調整 及び相談業務
介護職員	5	4	日常生活の介護、相談業務
看護職員	—	7	日常生活の介護、相談業務 健康チェック等医務業務

2 サービスの目的

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「本サービス」という）は、介護保険制度を利用される利用者を対象に、住み慣れた地域とのつながりの中、家庭的な環境で、可能な限り自立した日常生活を過ごしていただけるように、利用者の状態に応じてサービスを提供するものです。このサービスは、介護保険法の基本理念に基づき、生活の質の確保を重視し、健康を管理し、全体的な日常

生活動作の維持・回復を図るとともに、快適なその人らしい暮らしが継続できるように支援することを目的とします

3 サービスの内容

本サービスの内容は、前項の目的を達成するため、次のようなサービスを提供するものです。

(1) 介護保険給付対象サービス

- ① 健康チェック・・・主に介護職員にて、血圧測定、体温測定等利用者の全身状態の把握を行います。主治医・医療スタッフと連携を図ります。
- ② 食 事 ……管理栄養士が作成した献立を基に、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、必要に応じ食事介助を行います。
- ③ 入 浴 ……必要に応じて入浴または清拭を行います。
- ④ 排 泄 ……利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ⑤ 機能訓練 ……利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行います。
- ⑥ 生活サービス ……日常生活上の世話（離床・着替え・整容・掃除・洗濯等）を利用者の能力に応じて援助します。
- ⑦ その他自立への支援・・・持ってみえる力を最大限発揮できるよう、生活意欲を引き出せるよう、利用者の趣味・嗜好に応じて多様なプログラムを取り入れます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

- ① 家賃・管理費・水光熱費（住まいの提供・管理 1月単位）
- ② 食事の提供にかかる費用（食事代）
- ③ 居室確保にかかる費用（入院中など）
- ④ パーソナルリハ・コンディショニングにかかる費用
- ⑤ おむつ代、尿とりパッド代
- ⑥ レクリエーションやクラブ活動、外出にかかる材料費・交通費等（希望者のみ）
- ⑦ 病院で治療中の待機、付き添い時間（時間単位）
- ⑧ 家具等のレンタル（1月単位）

4 運営推進会議

当事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容について評価、要望、助言を受ける為、運営推進会議を設置しています。

- ・構成 利用者 利用者ご家族様 自治会役員、地域包括支援センター職員
連携協力施設等
- ・開催 隔月で開催
- ・会議録 内容・評価・要望・助言・ヒヤリハット・事故報告について記録作成

5 加算

（1）初期加算

サービスを開始した日から起算して30日間以内の期間は、初期加算として所定単位が算定されます。30日を超える入院をされた後に利用を再開した場合も同様です。

（2）医療連携体制加算 I 八

当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保しており、24時間連絡できる体制等を確保している場合

（3）サービス提供体制強化加算 I イ

当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合。

（4）介護職員処遇改善加算

当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が、厚生大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

（5）その他の加算

また、当事業所の状況によって自動的に算定される加算もございます。加算の種類、単位については別表「利用料金一覧表」をご参照ください。

6 サービスの利用料金

（1）介護保険給付の対象となるサービスの利用料

利用料は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額が利用

者のご負担となります。

利用料については、別表「利用料金一覧表」をご参照いただくほか、計画作成者より提示されるサービス利用票及びサービス利用票別表にてご確認ください。

(2) 介護保険給付の対象外であるサービスの利用料

利用料については、別表「利用料金一覧表」をご参照下さい。

(3) 入院に係る取扱い

入居サービスを受けている場合において利用者が病院または診療所に入院した場合は、サービスを一旦中止した翌日から介護サービス費は算定されません。

なお、事業所と利用者及び利用者代理人と協議ののち、居室確保に係る費用の負担の場合、契約の継続は可能です。

(4) お支払いの方法

利用料については、指定する方法（ゆうちょ銀行等の金融機関による口座引落・振込）によりお支払いいただくものとします（そのために必要な手数料は利用者のご負担となります）。毎月末日締め翌月 25 日のお支払い（当日が郵便局の休業日である場合はその翌日）となります。

7 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

(1) 利用者および利用者代理人の権利と義務

利用者および利用者代理人は事業所のサービスに関して契約書第 1 1 条に定める通りの権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益も受けることはありません。

また、利用者及び利用者代理人は事業所のサービスに関して契約書第 1 2 条に定める通り義務を負います。

(2) 損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険（行政機関の指導に基づき加入しているもの）の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。

(3) その他注意事項について

施設のご利用に際しては、次の事項についてご注意ください。その他、ご不明な点がございましたら、管理者までお問い合わせ下さい。

面会	面会時間は9時から19時までとし、基本的に自由に面会していただけますが、面会者の人数によっては事前にご連絡ください。
外出	必ず事前にお申し出下さい。
飲酒、喫煙	所定の位置以外は館内禁煙です。また、健康状態によりご相談させていただく場合がございます。
金銭、貴重品の持ち込み	小遣い程度でお願いします。なお、紛失等の責任は負いかねます。
所持品	紛失を防ぐため、必ず記名をお願いします。
政治・宗教活動	一切お断りします。

8 身体拘束

身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護等の提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
- (2) 身体拘束適正化検討委員会の開催は、3ヶ月以上に1回実施する
- (3) 身体拘束適正化のための指針を整備する
- (4) 研修は、定期研修年2回以上・新規採用時の研修に実施する

9 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 指針の整備
- (2) 虐待防止委員会の開催 月1回
- (3) 研修の実施 年1回及び新規採用時
- (4) 主管部署 法人コンプライアンス室

10 緊急時の対応

サービス提供に伴い、利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の健康状態に異

常が生じた場合には、速やかにご家族の方及び市町村にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

11 秘密の保持

サービスの提供に伴う知り得た利用者及びその家族の個人情報等につきましては、当事業所の「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。

12 協力医療機関等

協力医療機関は次のとおりです。

名称	所在地
MT クリニック	名古屋市千種区谷口町 5-22-2
名古屋あおぞら歯科	名古屋市西区笠取町 4 丁目 86-1
訪問看護ステーションはたる	名古屋市中区千代田二丁目 8 番 7 号

13 非常災害対策

(1) 災害時の対応

別に定める消防計画により、災害に応じてスタッフが迅速に対応します。

(2) 防災設備

スプリンクラー、屋内消火栓、火災通報設備、誘導灯、消火器ほか

(3) 防災訓練

年 2 回の実施 (内夜間想定 1 回)

(4) 防火管理責任者

浅野 弘大

14 サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

(1) サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

担当者 英 久留美 (管理者)

電話 : 052-238-2717 FAX : 052-238-2718

- (2) 利用者は、当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

電話 052-971-4165

名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

電話 052-959-2592

以上